

日本のI-RECに関するQ&A

一般社団法人ローカルグッド創成支援機構 2026年2月6日更新

番号	カテゴリ	質問	回答
1	制度全般	非化石証書と比べたI-RECの特徴は何ですか？	現在、非化石証書は環境価値を取引する証書であり、産地価値・特定電源価値は含まれないものと整理されています。I-RECは電源属性証書（電源証明する証書）です。また、I-RECは由来となる各電源が示され相対取引されるため、それぞれに価格差が生じやすい仕組みとなっています（買い手はI-RECの由来となる電源を選んで購入できます。）。国際的には、電源ごと（設置場所、発電開始からの経過年数、電源種別、補助金サポートの有無、持続可能性ラベルの有無など）によって価格が大きく異なるとされています。I-RECにより、追加性があり地域貢献する再エネの価値向上が期待されます。
2	制度全般	トラッキング付き非化石証書は発電所名などが記載されていますが、産地価値・特定電源価値が付いているのではないか？I-RECに産地価値・特定電源価値が付随するのですか？	トラッキング付き非化石証書の発電設備名等は、「環境価値の由来」を示したもので、産地価値・特定電源価値を示すものではありません。小売電気事業者が電気取引と併せてI-RECを活用する場合、I-RECは電気取引に付随する産地価値・特定電源価値を「第三者証明」する役割となります。また、日本では、小売電気事業者が販売する系統電力の環境価値は、非化石証書に統一することとなっているため、小売電気事業者はI-RECのみで日本の諸制度に対する環境価値を訴求して電気を販売できません（小売電気事業者が環境価値を訴求するには別途非化石証書を使用する必要があります）。一方で、需要家に前述の制約は無いため、非化石証書の出でていない再エネのI-RECを償却することで、需要家が〇〇産〇〇発電所の再エネを利用していると表明することは可能です。
3	制度全般	I-REC発行後の抜け殻電気（発行前は再エネ電気）を調達している小売電気事業者は、温対法における電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出において当該電気をどう扱えばよいでしょうか。	温対法における電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出においては、I-REC発行に伴う調整はありません。
4	制度全般	I-RECによって、30分値ごとの電力量の電源証明が可能なのですか？	現時点では、I-RECは30分値ごとの発電量を証明するものではありません。一定期間における1MWh以上の発電量を証明します。
5	制度全般	非化石証書を併用発行する場合、なぜ非化石証書の使用先と当該I-RECの償却先を一致させ、同じ量の非化石証書とI-RECを償却（使用）する必要があるのでしょうか？	非化石証書に含まれる環境価値とI-RECに含まれる環境価値が別個に取引されると環境価値のダブルカウントが生じるためです。ダブルカウント防止のため、非化石証書とI-RECは同じ量が同じ需要家に対し使用・償却される必要があります。
6	制度全般	相対契約等のある電源の場合、なぜ電気の需要家にI-RECを償却する必要があるのでしょうか。	資源エネルギー庁の整理では、産地価値・特定電源価値は電気取引に付随して移転するとされているため、電気とI-RECが別個に取引されると産地価値・特定電源価値のダブルカウントが生じるためです。ただし、発電事業者と小売電気事業者との契約書や覚書等に「契約により供給される電気が産地価値・特定電源価値のない電気である」旨が明記されている場合には、電気の需要家以外にI-RECを償却することが可能です（資源エネルギー庁に確認済み）。
7	活用方法	他国で発行されたI-RECを購入して、日本でRE100等に利用することはできますか？	RE100やCDP等では市場バウンダリ規定があるため、他国で発行されたI-RECを日本国内での電力消費量に対して利用することはできないと聞いています。詳細はRE100等にお問合せください。
8	活用方法	RE100、CDPでの活用について、日本で発行したI-RECを海外の支社に適用できますか？	RE100やCDPにおけるI-RECの活用に関する考え方は、RE100、CDP等に直接お問合せください。
9	活用方法	I-RECをカーボンフットプリント（CFP）の算定に使用することはできますか？	どの基準に従ってCFPを算定するかによって考え方方が異なりますが、I-TRACK財団によると、CFPの国際基準であるISO 14067:2018においてはI-RECの使用が認められているとのことです。
10	活用方法	小売電気事業者がI-RECを取得し、電気とI-RECをセットでCO2フリー電気として販売することはできますか？	日本では、小売電気事業者が販売する系統電力の環境価値は、非化石証書に統一することとなっているため、小売電気事業者はI-RECのみでは日本の諸制度に対する環境価値を訴求して電気を販売できません。小売電気事業者が環境価値を訴求するには別途非化石証書を取得する必要があります。
11	活用方法	需要家がI-RECを取得し、再エネを利用していると表明することはできますか？	需要家には前項の制約は無いため、非化石証書が発行されていない再エネのI-RECを取得することで〇〇産〇〇発電所の再エネを利用していると表明することは可能です。

日本のI-RECに関するQ&A

一般社団法人ローカルグッド創成支援機構 2026年2月6日更新

番号	カテゴリ	質問	回答
12	売買について	需要家が直接購入できますか？	I-RECは需要家が直接購入することができます。プラットフォームサービスEneTrackを利用するか、レジストリ上でParticipant口座を開設して移転の手続きをとることができます。また、Participant口座を持つ者（小売電気事業者、コンサルタント等）にI-RECの購入を依頼し、需要家を指定して償却することも可能です。発行後の移転・償却の手続きについては、EneTrackに関するSCSK株式会社へ、レジストリを利用する場合についてはEVIDENTへ直接お問い合わせください。
13	売買について	直接購入する場合、Evidentレジストリ上で購入可能なI-RECを探すことも可能でしょうか？	Evidentレジストリは購入可能なI-RECの検索機能等はありません。検索機能等を使用したい場合はプラットフォームサービスEneTrackをご利用ください。
14	売買について	直接購入する場合、Evidentレジストリ上でI-RECの売買契約がなされるのでしょうか？	EvidentレジストリはI-RECの移転・償却の事実を登録するのみで、売買契約等はレジストリ外で別途行われると聞いています。発行後の移転・償却の手続きについてはEVIDENTへ直接お問い合わせください。
15	売買について	国際的にI-REC証書の売買価格はどれくらいですか？	証書売買は個別になされているため、国際的な取引価格についてはI-Track財団でも情報を取得していません。ただし、電源（設置場所、発電開始からの経過年数、電源種別、補助金サポートの有無、持続可能性ラベルの有無など）によって価格が大きく異なるとされています。
16	売買について	I-RECは転売できますか？	日本においては、①I-REC対象となる電力量から非化石証書を発行している場合、②I-REC対象となる電源に相対契約等があり、供給する電力に産地価値・特定電源価値を含む契約となっている場合は、I-RECに一定の条件が付されます（資料「日本でのI-REC発行について」参照）。そのため、これらの電源由来のI-RECは実態としてparticipant間での転売はされないと想定しています。一方、前述①②に該当しないI-RECは転売可能です。なお、EneTrackを活用される場合には、開始当初は転売機能は無いと聞いています（EneTrackについては、SCSK株式会社に直接お問い合わせください。）。
17	売買について	I-RECは非化石証書の発行の有無や相対契約の内容によって償却先に条件があるとのことですが、購入したI-RECにどのような条件が付されているかはどこで確認できますか？	Registrantが設備の登録をする際に、非化石証書の発行の有無などに関するラベル（下記）を選択することとなっております。ラベルは償却時に発行されるI-REC償却証明書に表示されます。ラベルの付与されていないI-RECは償却に関する条件はありません。 A)With NFC / production area attributes and specific power source attributes unbundled with electricity（非化石証書発行あり/産地属性・特定電源属性は電気と分離可） B)With NFC / production area attributes and specific power source attributes bundled with electricity（非化石証書発行あり/産地属性・特定電源属性は電気と分離不可） C)Attributes bundled with electricity（属性は電気と分離不可）
18	Registrant登録	Registrant・Participantの両方になるためにはどのような手続きが必要ですか？	Registrant（登録者）とParticipant（参加者）両方に登録したい場合、レジストリ申請フォームの「申請したい役割」欄で「Registrant」「Participant」の両方にチェックを入れ、ローカルグッドに必要書類とともにご提出ください。後日、EvidentからParticipant（参加者）に係る契約締結の連絡があります。 ※提出資料がローカルグッドからEvidentに共有されます。Participant（参加者）登録に係る費用はEvidentに支払います。
19	Registrant登録	Registrantとして登録後、登録内容（住所・代表者名等）に変更があった場合にはどのような手続きが必要ですか？	Registrant登録内容に変更が生じた場合には、変更申請をお願いしております。レジストリ申請フォームの「登録のタイプ」で変更または登録更新にチェックしていただき、変更点を赤字で記載してメールにてご提出ください。 変更内容を示す証拠書類等（履歴事項全部証明書等）も併せてご提出ください。
20	Registrant登録	特定目的会社が発電設備を所有している場合、特定目的会社がRegistrantとなることは可能でしょうか。	特定目的会社がRegistrantとなることも可能です。レジストリ申請フォームの1.9 Additional Information その他 欄に、申請者が不動産の管理を目的とした特定目的会社であること、当該不動産に設置される発電設備の所有者であることなどをご記載ください。
21	発電設備登録	海外に所在する発電設備を登録することはできますか？	発電設備の登録は、発電設備の所在する国のイシュア（発行主体）に対して行う必要があります。ローカルグッドで登録できるのは日本国内の設備のみです。 Registrant登録についてもそれぞれのイシュアとの契約が必要です。各国の発行者についてはこちらをご覧ください。https://www.trackingstandard.org/issuers/
22	発電設備登録	発電所の情報が公開されることがあるのですが、公開情報はどのようなものでしょうか？また非公開とすることも可能でしょうか？	登録済みの発電所の情報は https://evident.app/IREC/device-register に公開されます。非公開とすることはできませんので何卒ご了承ください。
23	発電設備登録	蓄電池の併設された設備は登録可能ですか？	登録可能です。 ただし発電量の証拠書類が通常と異なります。系統への売電をしている場合であっても、売電量のデータではなく、発電量のデータを提出していただき、発電量に対してI-RECを発行します。審査にお時間がかかる場合がありますので個別にご相談ください。

日本のI-RECに関するQ&A

一般社団法人ローカルグッド創成支援機構 2026年2月6日更新

番号	カテゴリ	質問	回答
24	発電設備登録	発電量の計測に使用するメーターは検定済計量器でなければならないでしょうか。パワーコンディショナ等のデータを元に発行申請を行うことは可能ですか？	<p>検定済計量器以外のデータを発電量の計測に使用する場合は、下記の手続きが必要となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 計量器の所有者が特定計量制度に基づき届け出を行うこと（届出方法等については資源エネルギー庁のサイトをご参照ください：https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/measure/tokutei/index.html） 原則として、検定済計量器と同等程度（n1～n3階級）の機器を使用すること 検定済計量器よりも公差が大きい機器を使用する場合には、下記の補正式を用いて発行対象電力量を算出すること。 補正式：発行対象電力量 = 計測値 × (100 - (使用する機器の使用中の公差（%）の差分)) / 100 例：n5階級の機器を使用している場合には、計測値 × (100 - (5 - 3)) / 100 = 計測値の98%を発行対象電力量とすること 発電設備登録時には、発電設備登録フォーム1.7 Additional Information追加情報欄に、特定計量制度に基づき検定済み計量器以外の計測値を使用する旨を記載し、添付書類として、特定計量制度の届出書類の写しを提出すること。
25	発電設備登録	発電所の写真が必要のことですが、どの程度の写真が必要でしょうか？Googleアース等の画像を利用しても構いませんか？	発電所の外観のわかるものであればよく、個々の設備を詳細に写したものである必要はありません。ただしGoogleアース等の画像は利用できません。現地で撮影した写真をご提出ください。
26	発電設備登録	発電所の名称はFIP等の制度で登録された名称と一致させる必要がありますでしょうか。FIP制度で登録済みの名称に、設備所有者と異なる第三者（建物の所有者）の名称が使用されており、誤解を避けるために異なる名称を使用したいのですが。	任意の名称を使用することも可能です。発電設備登録フォームのAdditional Information 追加情報欄に、異なる名称を使用する理由をご記載ください。なお、任意で登録する名称は制度上の名称と全く異なるものではなく、部分的に一致する名称を使用することを推奨しております。
27	発電設備登録	太陽電池モジュールの合計容量1,100kW、パワーコンディショナの合計出力1,000kWの太陽光発電設備ですが、出力制御のため、一般送配電事業者との電力受給契約は最大受電電力990kWで締結しています。設備の容量はどの数値を記載すべきでしょうか。	太陽電池モジュールの場合、原則として太陽電池モジュールの合計容量とパワーコンディショナの合計出力のいずれか小さい方を登録しますが、出力制御が行われている場合には、契約上の最大受電電力を設備容量として登録してください。お尋ねのケースでは、契約上の最大受電電力（質問のケースでは990kW）を設備容量に記載し、発電設備登録フォームのAdditional Information 追加情報欄に、単線結線図上の最大出力は1,000kWだが、登録容量は契約上の最大受電電力に準じた990kWとする旨をご記載ください。また、契約上の最大受電電力のわかる書類等を併せてご提出ください。
28	発電設備登録	発電設備登録の際には発電量の証拠書類のサンプルが必要のことですが、稼働後間もない設備のため、まだ証拠書類（仕分後の電力量のお知らせ等）が発行されていません。発電設備登録申請は可能でしょうか。	発電量の証拠書類のサンプルは、実際の発電量に基づき、実際に一般送配電事業者等から発行されたものを提出していただく必要があります。初回の仕分後の電力量のお知らせ等が発行されてから発電設備登録の申請をお願いいたします。
29	発電設備登録	特定目的会社が所有する発電設備について、親会社がRegistrantとなり発電設備の登録を行おうと考えています。所有者の宣言書に記載する所有者の連絡先がRegistrantと同一でも問題ないでしょうか。	所有者とRegistrantの連絡先が同じ場合には、登録フォームの1.7 Additional Information追加情報欄に理由をご記入いただけるとありがたいです。（例：所有者○○は再エネ発電設備の所有を目的として設立された特定目的会社であり、連絡先はRegistrant△△の連絡先と同じである。担当者は△△の担当者が兼務しているなど）
30	発電設備登録	バイオマス発電設備の登録を行う場合、追加で必要な書類等はありますか？	<p>バイオマス発電設備については、毎回の発行申請時に、発電量のデータと併せて「燃料消費量報告書」の提出が必要となります。</p> <p>複数のエネルギーを用いて発電を行う際には、再生可能エネルギーに由来する発電量のみがI-RECの発行対象となるため、発電に使用した燃料の内訳を燃料消費量報告書に記載し、再生可能エネルギー資源による発電量を算出します。（例えば補助燃料として重油を使用している場合には、重油による発電量は発行対象から除かれます。）</p> <p>燃料消費量報告書は、発電設備登録時にも計量証拠のサンプルと併せて提出する必要があります。</p>
31	発電設備の変更	登録済みの発電設備の情報に変更がある場合はどのような手続きが必要でしょうか。	<p>設備情報の一部が変更となる場合（例えば太陽電池モジュールの増設、ラベルの変更など）には、変更申請をお願いしております。発電設備登録フォームの「登録のタイプ」で変更または登録更新にチェックしていただき、変更点を赤字、その他の情報を黒字で記載してメールにてご提出ください（変更後は元の提出書類がアーカイブされるため、変更前の情報も記載する必要があります）</p> <p>変更内容を示す証拠書類等も併せてご提出ください。</p> <p>変更点が複数となる場合（設備の建替など）の場合は、登録済みの設備を解約した上で新規の設備登録をしていただく可能性もあります。どちらで対応するか判断が難しい場合には個別にご相談ください。</p>

日本のI-RECに関するQ&A

一般社団法人ローカルグッド創成支援機構 2026年2月6日更新

番号	カテゴリ	質問	回答
32	発電設備登録の解約	発電設備の登録有効期限は5年間とのことです、中途での解約は可能でしょうか。	中途での解約は可能です。お申し出をいただければ、解約の申請書をお送りいたします。登録料（95,000円/1設備（税抜き））については有効期間の残りの日数分を払い戻しいたします。また検証のため、解約後も設備の情報はEVIDENTレジストリに保存され、 https://evident.app./IREC/device-register には赤いドットとして表示されます。
33	発電設備登録の解約	一度登録した発電設備を解約した場合、設備の情報はレジストリから削除されるのでしょうか。	設備の情報は検証のためレジストリに保存され、削除されることはありません。解約を行った設備や、有効期限後に登録を継続しない設備は「非アクティブ」としてレジストリに保存され、 https://evident.app./IREC/device-register には赤いドットとして表示されます。
34	発電設備の移転	登録済みの発電設備を他のRegistrantに移管することは可能でしょうか。またその場合の手数料はいくらでしょうか。	他のRegistrantに移管することは可能です。手続きについてはご相談ください。手数料は、発電設備の所有者への移管は無料、設備所有者以外への移管の場合は通常の登録手数料と同額の95,000円／設備（税抜き）となります。※登録有効期間は移管後5年間延長されます
35	発電設備登録の更新	発電設備の登録有効期限は5年間とのことです、5年経過後の更新手続きについて教えてください。	更新を希望する場合には更新手続きが必要です。有効期間終了の3ヶ月前を目処に、ローカルグッドから更新手続きのご案内をメールにてお送りします。発電設備登録更新手数料は38,000円／設備（通常の発電設備登録料の40%）です。登録有効期間は当初の有効期間終了日の翌日から5年間となります。
36	発行申請	発電量の一部のみを発行申請することはできますか？	発電量の一部のみを発行申請することは可能です。 発行依頼フォームに、申請したい発電期間を入力する欄と、期間内の合計発電量と申請発電量を入力する欄があり、任意の発電期間内に合計発電量より少ない量を申請することができます。 ただし同一の発電期間内に申請できるのは一回のみです。発行しなかった発電量分を後日追加で申請することはできませんので、その旨ご了承ください。（例：4月1日～4月30日までの発電量100MWhのうち、30MWhを発行申請した場合、後日残りの発電量70MWhに対して発行申請することはできません）
37	発行申請	発電量の証拠書類に一日単位の発電量が記録されている場合、特定の日付分の発電量のみを発行申請することはできますか？またその場合、残りの日付の発電量を後日申請することはできますか？	一日単位の発電量がわかる証拠書類（仕分後の電力量のお知らせなど）がある場合は、一日単位での発行申請を行うことも可能です。（例：4月1日～4月30日までの発電量100MWhのうち、4月1日～4月10日までの発電量30MWhを発行申請し、後日4月11日～4月30日までの発電量70MWhに対して発行申請するなど）
38	発行申請	検針日が毎月10日のため、1月の検針分には前年12月11日～1月10日までの発電量が含まれます。一括して発行申請することはできますか？	発電期間が年をまたぐ場合は分けて申請の必要があります。問い合わせ例の場合は、12月11日～12月31日の発電量と、1月1日～1月10日までの発電量に対して、2回に分けて発行申請をしてください。日ごとの発電量が計測できる場合には実際の計測値に基づいて申請をお願いします。日ごとの発電量がわからない場合には日数での按分をお願いします。
39	発行申請	自家消費型の設備で、メーターの写真を発電量の証拠書類としていますが、年末年始は休業のため12月31日時点での写真を撮影することができません。例えば毎月11日に写真撮影をしていて、12月11日～1月11日までの発電量がわかる場合、発電量を日数で按分して別に発行申請をすることはできますか？	はい、発電期間が年をまたぐ場合は分けて発行申請をする必要があります、日ごとの発電量がわからない場合には日数での按分が可能です。問い合わせ例の場合は、12月11日～1月10日までの発電量を算出し、12月11日～12月31日までと、1月1日～1月10日までの日数で按分し、2回に分けて発行申請をしてください。（例：12月11日～1月10日までの発電量90MWhの場合、12月11日～12月31日までの発電量を $90\text{MW h} \times 1/3 = 30\text{MW h}$ 、1月1日～1月10日までの発電量を $90\text{MW h} \times 2/3 = 60\text{MW h}$ として発行申請）